

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。本市も例外ではなく、これまで豪雨、地すべり、洪水などの自然災害や、地震による急傾斜地崩壊などの危険性が指摘されている。また高齢化の進展により災害に対する脆弱化が懸念されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成できるものである。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あわら市に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、防災関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体、財産の保護を図ることを目的とし、災害対策の万全を期するものである。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上極めて重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

市は、これまで地理的にも大規模な災害が発生することが少なかったが、高齢者等要配慮者の増加等という社会的変化や近年の環境変化に伴って、様々な災害発生要因が増大することも考慮した対応が必要である。

このようなことから、以下の基本的な考え方にに基づき、効果的な防災対策を実施する。

なお、本計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

防災の基本的な考え方

- 災害から人命を守る防災対策の推進
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
- 大規模広域災害を想定した防災対策の推進
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立
- 防災DX化への取組みの推進

この計画は、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3節 計画の構成

1 計画の概要

この計画を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり定める。

総 則

計画の目的、概要、本市の概況、市及び区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

災害予防計画

災害発生の未然防止と災害の軽減を図るため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、住民への防災知識普及等の計画

災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための計画

災害復旧計画

被災施設等の復旧計画

2 計画の構成

計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総 則

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画（震災・津波対策編の災害予防計画を含む。）

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧計画（震災・津波対策編の災害復旧計画を含む。）

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害応急対策計画

第4編 原子力災害対策編

第1章 原子力災害事前対策

第2章 緊急事態応急対策

第3章 原子力災害中長期対策

第5編 資料編（資料編は別冊とする。）

第4節 計画の習熟

防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の効果的推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う住民運動の展開に努めるとともに、解りやすい防災情報の発信や防災・減災施策の実施等を、より迅速に、効果的・効率的に展開できるよう防災DXの活用を推進するものとする。

また、男女双方や高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。さらに、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内および避難所等における連絡調整を行えるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 計画の修正等

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正する。

防災関係機関は、関係ある事項に変更がある場合について、毎年3月末（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を、あわら市防災会議に提出する。